



国保年金課からのお知らせ

●後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直しすることとなっています。この度、平成26・27年度の保険料率と平成26年度の軽減措置が決定しましたのでお知らせします。なお、平成26年度の保険料額は7月にお知らせします。

■平成26・27年度の保険料率

◎被保険者均等割額 50,431円 ◎所得割率 10.17%

※保険料の上限額が55万円から57万円に改定されました。

■平成26年度軽減措置

①世帯の所得水準によって「均等割額(50,431円)」が、次のとおり軽減されます。

- ◇ 33万円+(45万円×被保険者数)を超えない世帯 → 2割軽減
- ◇ 33万円+(24.5万円×被保険者数)を超えない世帯 → 5割軽減
- ◇ 33万円を超えない世帯 → 8.5割軽減
- ◇ 33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の世帯 → 9割軽減

- ②会社などで加入していた保険の扶養家族だった人は、均等割額が9割軽減されます。
③所得割額を負担する人のうち、賦課のもととなる所得が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

●保険料を年金から差し引きます(特別徴収)

次に該当する人は、後期高齢者医療・国民健康保険の保険料が4月以降、特別徴収の対象になります。対象とならない納付方法の人には、後期高齢者医療は7月中旬に、国民健康保険は6月中旬に通知書を送付します。なお、以前に納付方法変更の届出をされた人は、引き続き口座から引き落とされます。

■後期高齢者医療

◎平成26年2月の年金から保険料を差し引かれた人

◎昨年10月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になられた人で、次の条件に当てはまる人

- 保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が18万円以上
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、差し引かれる年金の受給額の2分の1を超えない

※平成25年10月2日から12月1日の間に加入された人は、6月から開始になります。

■国民健康保険

◎平成26年2月の年金から保険料を差し引かれた世帯主で、次の条件に当てはまる人

- 国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主
- 保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が18万円以上
- 介護保険料と国民健康保険料の合計額が、差し引かれる年金の受給額の2分の1を超えない

4・6・8月は、仮徴収額(平成26年2月の年金で特別徴収された額と同額、または平成24年中の所得で算定した額)を年金から差し引きます。

●問い合わせ先

国保年金課 国保係 (☎82・1177)

年金高齢医療係 (☎82・1209)